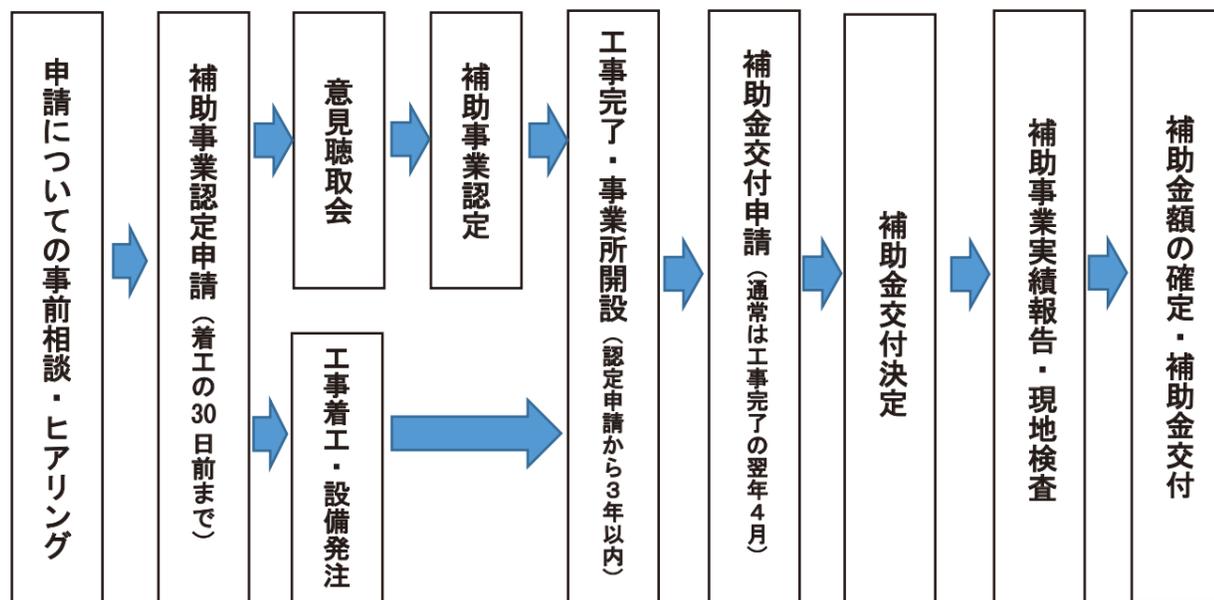


補助金の申請について

- 補助金を申請される場合は事前に下記「お問合せ先」までご相談ください。
(申請前に補助要件を満たすことを確認させていただき、補助金の申請手続についてご説明いたします。)
- 補助金の認定申請期限は着工の30日前までです。申請期限以降は受付できません。
(申請期限までに認定申請書類一式を提出していただきます。余裕を持ってご準備ください)
- 認定申請後に外部有識者によるヒアリング(意見聴取会)を受けていただきます。
(意見聴取会は通常、各年度4回(6月、9月、11月、2月)、名古屋市役所内で開催します。)
- 補助金の交付申請は原則、工事完了(事業所開設)後の翌年4月になります。
(対象施設・機械設備について、初めての固定資産税・都市計画税の賦課期日(1月1日)を経た4月となります。)

<補助金交付手続きの流れ>



■お問合せ先

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課
 〒460-8508
 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(本庁舎5階)
 TEL: 052-972-2423 FAX: 052-972-4135
 MAIL: a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp



◇名古屋ビジネス進出サポートサイト (<https://nagoya-potential.jp/>)

Grow in Growing Nagoya!

ひらけ! NAGOYA ポテンシャル



名古屋市産業立地強化促進補助金のご案内

名古屋市は産業立地を強化促進するとともに企業の市外流出を防止するため、企業の皆様が市内に本社オフィスや、オフィス・工場・研究施設を新增設する取り組みを支援します!

【フラグシップ型】 補助対象事業		市内に50年以上本社を有する企業による 市内における本社オフィスの新增設	
対象業種		全業種	
補助要件	企業規模	中小企業	大企業
	投資要件	2億円以上(土地除く)	25億円以上(土地除く)
	雇用要件	市内事業所における常時雇用者 25人以上	市内事業所における常時雇用者 100人以上
補助金額		対象施設(建物)の固定資産税・都市計画税にかかる課税標準額の 20%(最大5億円)	

【本社立地型】 補助対象事業		市内における本社オフィスの新增設	
対象業種		全業種	
補助要件	企業規模	中小企業	大企業
	投資要件	1億円以上(土地除く)	10億円以上(土地除く)
	雇用要件	対象施設における常時雇用者 5人以上	対象施設における常時雇用者 20人以上
補助金額		対象施設(建物)の固定資産税・都市計画税にかかる課税標準額の 10%(最大5億円)	

【産業立地型】 補助対象事業		市内におけるオフィス・工場・研究施設の新増設	
対象業種		製造業又は情報通信業	
補助要件	企業規模	中小企業	大企業
	投資要件	1億円以上(土地除く)	10億円以上(土地除く)
	雇用要件	対象施設における常時雇用者 5人以上	対象施設における常時雇用者 20人以上
補助金額		対象施設(建物)・機械設備等にかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額の 10%(最大5億円) ※機械設備等は工場・研究施設内に設置する取得単価1000万円以上のものが対象です。	

申請期限	対象施設の着工の30日前まで
------	----------------

対象施設

補助金種別	対象施設	説明														
フラグシップ型 本社立地型 (全業種)	本社オフィス	原則として法人登記や定款に定められた本店所在地に立地する本社機能等業務に供される施設														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象業務部門</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 調査企画部門</td> <td>事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門</td> </tr> <tr> <td>(2) 情報処理部門</td> <td>システム開発・プログラム作成等を専門に行っている部門</td> </tr> <tr> <td>(3) 研究開発部門</td> <td>基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務を含む。）</td> </tr> <tr> <td>(4) 国際事業部門</td> <td>輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門</td> </tr> <tr> <td>(5) 管理業務部門</td> <td>総務、経理、人事、その他管理業務を行っている部門</td> </tr> <tr> <td>(6) 情報サービス事業部門</td> <td>ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映像制作、出版等業務を行っている部門</td> </tr> </tbody> </table>	対象業務部門	内容	(1) 調査企画部門	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門	(2) 情報処理部門	システム開発・プログラム作成等を専門に行っている部門	(3) 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務を含む。）	(4) 国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門	(5) 管理業務部門	総務、経理、人事、その他管理業務を行っている部門	(6) 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映像制作、出版等業務を行っている部門
		対象業務部門	内容													
		(1) 調査企画部門	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門													
		(2) 情報処理部門	システム開発・プログラム作成等を専門に行っている部門													
		(3) 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務を含む。）													
		(4) 国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門													
(5) 管理業務部門	総務、経理、人事、その他管理業務を行っている部門															
(6) 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映像制作、出版等業務を行っている部門															
産業立地型 (製造業・情報通信業)	オフィス	事業活動の用に供する事務所、システム開発等の施設及びこれらに類する施設														
	工場	製造、加工若しくは組立の用に供する工場並びにこれらに類する工場														
	研究施設	技術開発及び素材や製品の開発、分析評価及び検査のための用に供する研究施設若しくはこれらに類する研究施設														

※上記の各区分の対象施設に該当する面積が建物全体の過半に満たない場合や建物内に店舗や飲食店、レンタルオフィスなど補助対象施設の業務と関係のない施設を含む場合は原則、補助対象にはなりません。

補助要件等の確認

補助要件等	説明	確認欄
補助事業者について	申請者は法人設立後3事業年度を経過した企業である。 ※株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・外国会社・有限会社のいずれかに該当	<input type="checkbox"/>
	申請者は自らが補助対象施設を新增設（建築）し、使用する企業である。 ※既存建物を改修・改築する場合や既存建物を購入・賃借する場合は対象外です。	<input type="checkbox"/>
	【フラグシップ型】の申請者は認定申請時点で、名古屋市内に50年以上本社を有している企業である。	<input type="checkbox"/>
	【産業立地型】の申請者は、日本標準産業分類で製造業又は情報通信業に分類される事業を主に営んでいる企業である。	<input type="checkbox"/>

補助要件等の確認

補助要件等	説明	確認欄												
投資要件について	申請事業は補助金種別における投資要件の金額を満たしている。 ※投資金額は補助対象となる施設（建物）及び機械設備等の固定資産取得額（税抜き）の合計金額であって、土地取得費や土地造成費・既存建物の撤去費等は含まない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>中小企業</th> <th>大企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フラグシップ型</td> <td>2億円以上</td> <td>25億円以上</td> </tr> <tr> <td>本社立地型</td> <td>1億円以上</td> <td>10億円以上</td> </tr> <tr> <td>産業立地型</td> <td>1億円以上</td> <td>10億円以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	中小企業	大企業	フラグシップ型	2億円以上	25億円以上	本社立地型	1億円以上	10億円以上	産業立地型	1億円以上	10億円以上	<input type="checkbox"/>
種別	中小企業	大企業												
フラグシップ型	2億円以上	25億円以上												
本社立地型	1億円以上	10億円以上												
産業立地型	1億円以上	10億円以上												
雇用要件について	【フラグシップ型】の申請者は市内にある事業所の常時雇用者の合計が中小企業の場合は25人以上、大企業の場合は100人以上である。 【本社立地型】【産業立地型】の申請者は対象施設に勤務予定の常時雇用者が中小企業は5人以上、大企業は20人以上である。 ※常時雇用者とは、補助事業者に直接雇用された雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者をいう（派遣労働者、請負労働者、出向者、外国人技能実習生は含まない）。	<input type="checkbox"/>												
その他の要件	補助事業として認定された場合、本市が当該事業について必要に応じて公開することに予め同意すること。 ※公表が想定される内容は企業名、業種、対象施設、投資額、補助額などの項目です。 また、提出された申請書類は行政文書公開請求の対象となることがあります。	<input type="checkbox"/>												
	申請者に市税の滞納がないこと。 ※認定申請時に納税証明書及び滞納がない旨の証明書を提出していただきます。なお、市外の企業などで申請時点で本市で課税されていない場合は本店所在地のある自治体が発行する納税証明書、滞納がない旨の証明書を提出していただきます。	<input type="checkbox"/>												
	対象施設は事業認定申請日から3年以内に開設すること。 ※事業認定申請日から3年を経過しても対象施設が開設されない場合は、補助事業の認定が取り消しになることがあります。	<input type="checkbox"/>												

注意事項

○事業認定申請後に、意見聴取会に出席し、有識者によるヒアリングを受けていただきます。
○補助金交付前に、本市職員による検査確認を受けていただきます。
○事業認定後に事業内容に変更が生じる場合は、予め本市へ変更の承認申請をしてください。
○補助金交付の翌年度から10年間は補助対象施設の休廃止や処分（売却や取り壊し）はできません（補助金の返還対象となります）。
○本市の他の補助金との併用はできません。
○補助事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当する事業である場合のほか、法令等に違反するおそれがある場合、その他公序良俗に反するおそれがある場合は補助対象となりません。